

西条市地域公共交通計画策定支援業務委託
仕様書

令和6年5月

西条市地域公共交通活性化協議会

西条市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

西条市地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、「西条市地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）が令和7年9月をもって計画期間の満了を迎えることに伴い、地域の現状や住民の移動ニーズについて調査・分析を行い、社会情勢の変化にも対応しながら、西条市にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするとともに、市民にとって利便性の高い持続可能な公共交通の構築を目指し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する「地域公共交通計画」を策定するため、必要な調査及び策定の支援を行うことを目的とする。

3 計画の対象区域

西条市内全域

4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。また、各項目の検討・資料作成に当たっては、これまでの業務経験や技術を活かして、各種データやGIS等を有効に活用し、簡潔明瞭で分かりやすい資料構成とし、地域公共交通の現状や各種事業を十分に考慮の上、検討を行うものとする。また、西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）が保有するデータについては、受託者と協議の上、必要に応じて協議会から提供する。

カッコ書きの時期は目安であり、変更が必要な場合、受託者と協議会で協議する。

（1）計画準備

受託者は、本業務の趣旨を十分に理解・把握し、業務の実施方針、内容、スケジュール及び体制等を記した業務実施計画書（任意様式）を作成する。

（2）西条市の現況整理

①西条市の現況整理

現計画をベースとし、情報を整理、分析する。

②上位関連計画の把握と公共交通との関連の整理

現計画における上位関連計画の整理をベースとし、情報を整理、分析する。

（3）公共交通の現状と利用状況の把握

①公共交通の現況把握

現計画をベースとし、情報を整理、分析する。

②利用状況の把握

現計画における公共交通の利用状況をベースとし、情報を整理、分析する。

③公共交通利用に関する各種助成制度の把握

現計画における各種助成制度の概要をベースとし、情報を整理、分析する。

④公共交通にかかる補助金・負担額の把握

現計画における一般乗合バスへの補助金、市全体としての負担額をベースとし、情報を整理、分析する。

(4) 住民の移動ニーズ、交通事業者・行政関係者の意向把握

令和5年度に協議会が実施した以下の調査を基に整理、分析し、住民の移動ニーズの把握を行う。

- 日常の移動に関するアンケート調査
- 日常の移動に関するアンケート調査（東予・丹原・小松地域高齢者アンケート）
- バス利用者アンケート調査（西部地域）

また、新たに協議会が実施する以下の調査結果から、高校生の通学状況、交通事業者・行政関係者の意向等を把握する。なお、調査票の設計について必要なアドバイスを行うものとする。

- 高校生の通学に関する調査（7月～8月）
- 交通事業者ヒアリング調査（8月）
- 関係行政部局ヒアリング調査（8月）

(5) 現計画における目標の進捗状況把握、評価指標の達成状況把握

現計画で掲げた7つの目標の進捗状況を把握するとともに、目標値の達成状況を把握する。

(6) 公共交通の問題点・課題の整理

前項までの結果を踏まえ、市の公共交通における問題点・課題を整理する。

(7) 基本方針・目標の設定、目標を達成するための事業の検討と提案（～10月）

公共交通の問題点・課題を解決し、将来にわたって持続可能な公共交通のあり方について現計画で掲げた7つの目標に加え、以下の視点を踏まえ整理し、基本方針・目標を設定し、事業を検討する。

- 今後のドライバー不足における地域交通のあり方（AIデマンド等の要否を含む）
- 市の財政負担のあり方
- 地域公共交通体系の位置づけ
- 西部地域再編後のバス路線のあり方

具体的な事業内容については、数値化した達成目標、実施主体と役割分担、事業実施時期等を設定する。

(8) 打合せ協議

計画策定に係る西条市地域公共交通活性化協議会（3回を想定）を開催する予定であるが、その打合せ協議をWEB等により実施する。

(9) 西条市地域公共交通計画（案）の作成（～3月）

前項までの整理の上、西条市地域公共交通計画（案）を作成し（～1月）、協議会（2月中旬）での協議結果等を踏まえ、西条市地域公共交通計画（案）を取りまとめる。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、納品場所は、愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市地域公共交通活性化協議会（西条市くらし支援課）とする。

- 業務報告書（A4版ファイル綴じ） 1部
- 上記電子データ 1式

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て協議会に帰属するものであり、協議会の承諾を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触又は損害が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、協議会が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託者の提案内容を制限するものではない。

また、本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、協議会と協議の上、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 受託者は、協議会と文書での承諾を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、協議会は再委託について承諾しない。
- (2) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を遂行するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「西条市地域公共交通計画策定支援業務委託契約に係る個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を順守すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、関係法令のほか条例、規則等を遵守すること。受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務中に第三者に与えた損害等は、全て受託者の負担とする。また、業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、協議会の指示する修正、補足その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (5) 本業務は、成果品を提出し、協議会による検査の合格をもって完了とする。また、本業務の完了後であっても、契約の内容に適合していない成果品等が確認された場合には、受託者は速やかに修正、補足等を行い、その結果について協議会の確認を受けるものとする。